

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金 よくあるお問い合わせ

令和4年9月13日

No.	質問	回答	備考	参考
1	助成金で購入した機器（取得財産）が 故障（または不具合を起こ）した 。メーカーに問い合わせたところ修理代が高額なため買い替えることにした。故障したPC（取得財産）はどうしたらよいか。	取得財産は、貴社の備品管理規定に従って適正に処理（廃棄等）してください。 また、処理に係る書類等は、立入調査等の際、提示できるよう、適正に保管及び管理をしてください。 （支給要綱第18条及び同第19条）	助成金で購入した機器等（PC、モニター、イヤホンなど）の 下取り、売却、買取は出来ません 。	
2	助成金で購入したプリンター（取得財産）が 不要になった 。どうすればいいか。	取得財産は、貴社の備品管理規定に従って適正に処理（保管等）してください。 また、処理に係る書類等は、立入調査等の際、提示できるよう、適正に保管及び管理をしてください。 （支給要綱第18条及び同第19条）		
3	経営難により今年度中に 廃業 予定だが、購入した機器等（取得財産）はどうしたらよいか。	①廃棄する場合…No.1回答と同様。 ②①以外…本助成金専用の問い合わせメール（kinkyutaisaku@shigotozaidan.or.jp）にて、状況をご連絡ください。	助成金で購入した機器等は、本助成金の 目的（テレワーク）での使用に限られます 。	<ul style="list-style-type: none"> ・下取り、売却、買取 …× ・修理、保管、廃棄 …○
4	テレワークをしていたが、業務に支障が出る為、 テレワークをやめたい（または縮小したい） 。助成金で購入した機器等（取得財産）はどうすればよいか。	No.2回答と同様。		<ul style="list-style-type: none"> ■同目的（テレワーク）での譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・取得財産の所在が都内事業所…○ ・取得財産の所在が都外事業所…× （支給要綱第1条及び同第4条）
5	合併する（消滅会社） ことになった。何か必要な手続きはあるか。	本助成金専用の問い合わせメール（kinkyutaisaku@shigotozaidan.or.jp）にて、状況をご連絡ください。		<ul style="list-style-type: none"> ■上記目的（テレワーク）以外の譲渡、社員への譲渡 …×
6	合併する（存続会社） ことになった。何か必要な手続きはあるか。			
7	助成金で購入したPC等（取得財産）を使用していた従業員が退職する。使用していた機器等を 退職する社員へ譲り渡したい 。譲り渡してもよいのか。何か手続きが必要なのか。	事業者に対する助成金ですので、退職者個人への譲渡は出来ません。 （支給要綱第4条）		
8	就業規則を改定 することになり、規程の名称変更及び規程内容を変更する。何か手続きが必要か。	手続きの必要はありません。		

電話による受付窓口は終了しております。

必ず、本助成金専用の問い合わせメール（kinkyutaisaku@shigotozaidan.or.jp）にて、お問い合わせください。